平成２９年（フ）第６００号
静岡県榛原郡吉田町住吉2932番地の１
債務者　柳原　一弥
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古畑　恵子
４　破産債権の届出期間　平成30年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月14日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１９０号
千葉県市川市八幡１丁目４―21
債務者　出石　康弘
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　真一
４　破産債権の届出期間　平成30年１月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月14日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目４番５号
債務者　浮津　勇一
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４９号
兵庫県淡路市佐野2356―17、住民票上の住所
兵庫県淡路市生穂2135番地３
債務者　大村富美子
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　勘太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県淡路市佐野2356―17、住民票上の住所
兵庫県淡路市生穂2135番地３
債務者　大村　省仁
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　勘太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
岡山県美作市中町123番地４
債務者　前野つや子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１０９号
岡山県美作市入田41番地
債務者　木村　正彰
１　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１２５号
香川県仲多度郡琴平町榎井623番地２　浜ゆう荘202号室
債務者　髙橋　道子（旧姓萩原）
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂入　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４１号
北海道帯広市西24条南３丁目70番地７　コーポ白山Ａ101号室
債務者　小杉　弘之
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千々和博志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４０５号
静岡県御殿場市萩原1292番地の１　第５フォーブル105
債務者　河野　美星
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
静岡県伊豆の国市北江間1728番地の122
債務者　相原　孝代
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
静岡県熱海市上多賀920番地の７　谷口アパートＢ棟
債務者　佐藤　悦子
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
岡山県真庭市種1818番地
債務者　佐山　早苗
１　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２８３号
高知県吾川郡いの町天王南１丁目２番地12
債務者　東　　祐矢
１　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０９号
高知市八反町１丁目14番11号　東側
債務者　吉川　純子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０２４号
札幌市豊平区平岸３条12丁目１番33―506号
債務者　菅原　和亮
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８３号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番29―301号
債務者　森本　史子（旧姓新海）
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部